

平成 25 年 12 月 5 日

中田カウス 講談社に対する訴訟について第二審判決のお知らせ
(平成 23 年 11 月 14 日及び同月 28 日発売の週刊現代掲載記事について)

ファンのみなさま
関係者 各位

吉本興業株式会社
代表取締役 大崎 洋

株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシー所属タレントである中田カウスが、株式会社講談社（代表取締役：野間省伸）及び同誌の編集長である鈴木章一氏に訴訟提起していた事件について、本日、大阪高等裁判所において、第一審判決の判断を基本的に維持したうえ、中田カウスを勝訴させる判決が言い渡されました。

本件裁判は、平成 23 年 11 月 14 日及び同月 28 日発売の週刊現代にそれぞれ掲載された「直撃インタビュー 大阪府警元マル暴刑事が話す」等と題する記事及び「どういう関係？ 山口組五代目の義兄を顧問に迎えていた吉本興業」等と題する記事に関するものであり、中田カウスについて、①弊社元社長を脅迫して金銭を交付させたこと、②これに関する大阪府警からの事情聴取に対して虚偽を申し述べたこと、③山口組の義理の兄にあたる人物に利用価値を認めたとうえで弊社の顧問に就任させ、弊社元会長らをして同氏に多額の現金を支払わせたこと、④島田紳助氏に山口組 5 代目組長を紹介したこと、の 4 点について、その記載内容が争われたものであります。

これらについて、第一審の大阪地裁は、上記記事のいずれについても、真実と認めるに足りず、また、担当記者において必要な裏付け取材を行ったと認めることができない旨を判断して、週刊現代側による名誉棄損の責任を認めました。

本日の判決は、上記の地裁判決の正当性を追認する内容であり、高等裁判所の審理においても、重ねて、上記の記載内容に真実性がなく、また、真実と信じるに足る理由も無いことが明確になったものであります。

株式会社講談社及び同社社長である野間省伸氏に対しては、この点をあらためて厳重に抗議し、速やかな謝罪と訂正記事の掲載を求めるとともに、今後、このような名誉棄損記事を掲載することがないように、体質・体制の改善と取材活動の適正化、掲載記事の質の向上を強く要請します。

以 上